



# 入札（見積）結果公表台帳

200  
別紙

## 入札に参加する者に必要な資格

競争に参加できる者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は単独企業であって、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

### I 共同企業体の場合

#### (1) 共同企業体の構成員の要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 電気通信工事に係る令和元年度城陽市建設工事指名受付簿に登載されている者であること  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 3（2）①に定める競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に国土交通省、京都府及び城陽市の指名競争入札において指名停止とされていないこと。
- ④ 城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

#### (2) 共同企業体の代表者の要件

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による最新の経営事項審査（審査基準日が、確認申請書の受付前の直近のものに限る。）における電気通信工事について、総合評価値が1,100点以上の者であること。
- ② 近畿総合通信局管内において、地方公共団体発注の60MHz帯デジタル同報系防災行政無線整備工事の元請実績を有すること。（5年以内）
- ③ 建設業法第3条の規定による電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有している者であること。
- ④ 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項による点検事業者（登録点検事業者の資格を有する者）の登録を受けていること。
- ⑤ 電気通信工事に係る技術者で、自社で恒常的に雇用している監理技術者資格者証の交付を受けた者（5年以内に監理技術者講習を終了した者）であり、デジタル同報系防災行政無線整備工事における実務経験を有す者を当該工事現場に専任で配置し得ること。
- ⑥ 入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

##### i 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### ii 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

iii その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記の i 又は ii と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑦ 城陽市暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 5 号の暴力団密接関係者でないこと。

### (3) 共同企業体の構成員（城陽市内業者）の要件

① 城陽市に本社（本店）を置く業者（以下「市内業者」という。）で、電気通信工事に係る令和元年度城陽市建設工事指名受付簿に登載されている者で、城陽市内に本社（本店）が所在する者として登載されている者であること。

② 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による最新の経営事項審査（審査基準日が、3（2）

①に定める確認申請書の受付前の直近のものに限る。）における電気通信工事の総合評価値が 500 点以上の者であること。

③ 建設業法第 3 条の規定による電気通信工事業に係る特定又は一般建設業の許可を有している者であること。

④ 電気通信工事に係る技術者で、自社で恒常的に雇用している資格を有する主任技術者を当該工事現場に専任で配置し得ること。

⑤ 入札の参加を希望する者の間に 2 I（2）⑥に規定する資本関係又は人的関係がないこと。ただし、共同企業体内での資本関係又は人的関係については認めることとする。

⑥ 城陽市暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 5 号の暴力団密接関係者でないこと。

### (4) 共同企業体の要件

① 構成員の数は 2 者とする。

② 共同企業体は自主結成とする。

③ 構成員の出資比率は、市内業者が特定建設業の許可を有している場合は、代表者が 70 パーセントで構成員が 30 パーセント、市内業者が一般建設業の許可を有している場合は、代表者が 90 パーセントで構成員が 10 パーセントとする。

④ 共同企業体の有効期限は、工事完了後 6 箇月とする。ただし、落札者以外の者にあつては当該工事に係る契約締結日までとする。

## II 単独企業の場合

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

② 電気通信工事に係る令和元年度城陽市建設工事指名受付簿に登載されている者であること。会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。）

③ 入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に国土交通省、京都府及び城陽市の指名競争入札において指名停止とされていないこと。

④ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による最新の経営事項審査（審査基準日が、確認申請書の受付前の直近のものに限る。）における電気通信工事について、総合評価値が 1,200 点以上の者であること。

⑤ 近畿総合通信局管内において、地方公共団体発注の 60MHz 帯デジタル同報系防災行政無

線整備工事の元請実績を有すること。(5年以内)

- ⑥ 建設業法第3条の規定による電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有している単体企業であること。
- ⑦ 電波法第24条の2第1項による点検事業者(登録点検事業者の資格を有する者)の登録を受けていること。
- ⑧ 電気通信工事に係る技術者で、自社で恒常的に雇用している監理技術者資格者証の交付を受けた者(5年以内に監理技術者講習を終了した者)であり、デジタル同報系防災行政無線整備工事における実務経験を有す者を当該工事現場に専任で配置し得ること。
- ⑨ 入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
  - i 資本関係
    - 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社が更生会社等である場合を除く。
    - ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ii 人的関係
    - 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
    - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - iii その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
    - その他上記のi又はiiと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ⑩ 城陽市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- ⑪ 建築資材の調達並びに下請業者の選定にあたって、下請総額の概ね30%程度は市内業者への発注を確保するように努めること。